

内部監査の実施状況について

(令和4年3月14日現在)

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
<p style="text-align: center;">① 山口労働局管内 の 労働基準監督署 及び 公共職業安定所</p>	<p style="text-align: center;">令和3年10月1日 から 令和3年11月1日</p>		<p>・出勤簿、休暇処理、超過勤務命令、旅費、物品及び事務分掌表に係る事務処理に不備が認められた。</p>	<p>・不備について補正した。 今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づく適正な事務処理及びその確認・点検を徹底するため、総務課においてチェックリストを作成し、定期的に各所属長あて配付する。</p>
<p style="text-align: center;">② 山口労働局内 の 各課・室</p>	<p style="text-align: center;">令和3年11月2日 から 令和3年11月25日</p>	<p>①管理事務に関する事項 ②会計経理事務に関する事項 ③その他</p>	<p>・週休日の振替等命令簿の作成に係る事務処理に不備が認められた。</p> <p>・出勤簿、休暇処理及び超過勤務命令に係る事務処理に不備が認められた。</p>	<p>・不備について補正した。 再発防止のため、週休日の振替伺いに、命令簿を作成したことのチェック欄を設けた。</p> <p>・不備について補正した。 今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」等に基づく適正な事務処理及びその確認・点検を徹底するため、総務課においてチェックリストを作成し、定期的に各所属長あて配付する。</p>